

一般社団法人全日本テコンドー協会
暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）に相談窓口を設置し、もって、スポーツの場における暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織又は個人的な不正行為等の早期発見と是正、再発の防止に努めることを目的とする。

(体制・担当)

第2条 当法人は、次のとおり相談窓口を設置する（以下単に「相談窓口」という。）。

名 称：コンプライアンス相談窓口

住 所：〒107-0052

東京都港区赤坂1丁目3番6号 赤坂グレースビル7階
虎ノ門協同法律事務所内

電話番号：03-5797-7163

（電話対応時間：火曜日～木曜日 13時～16時）

E m a i l：AJTA.soudan@gmail.com

2 相談窓口は当法人コンプライアンス委員会の下に置き、その事務はコンプライアンス委員長が所掌する。

(相談内容及び利用者の範囲)

第3条 相談窓口は、倫理規程第4条違反又はその疑いに関する相談（スポーツ仲裁又は裁判等で係争中のものは除く。）を受け付けることができる。

2 相談窓口では、前項に定める範囲外の相談及び明らかに個人の職務外の行為、私怨、誹謗中傷若しくは不平不満に該当すると認められる相談には対応しない。

3 相談窓口を利用できる者（以下「利用者」という。）の範囲は、当法人の役員、会員、加盟団体及び準加盟団体の役職員とする。

(相談の実施)

第4条 利用者は、第2条第1項記載の電話若しくは電子メール又は当法人のWEB ページ上の受付を利用して相談窓口連絡を取ることができる。

2 前項の利用方法は、相談窓口の連絡先を当法人ホームページ等に掲載する等し、利用者に周知徹底を図るものとする。

3 相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮のうえ、利用者の氏名、連絡先、相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう配慮して相談を進める旨を説明する。

- 4 利用者は、相談内容に係る事実について、利用者の氏名及び行為等の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
- 5 匿名での相談は受け付けないものとする。
- 6 当法人は、利用者の保護のため、相談窓口を独立性のある機関として設置するものであり、次条の事実調査の対象となる相談を除き、相談窓口が受け付けた相談内容の詳細について報告を求めないものとする。ただし、四半期ごとに、相談窓口で受け付けた相談件数の報告を求めることができる。

(調査手続き)

- 第5条** 利用者が希望する場合、又は相談窓口において事実調査の必要があると思料する場合、相談窓口は、当該利用者（当該利用者が被害者等当事者でない場合は当事者の同意を含む。）の同意を得て、相談窓口からコンプライアンス委員会に付託して事実調査を行う。ただし、当該相談が当法人の組織運営もしくは財務に関わる問題である場合、利用者の同意を得ずに、コンプライアンス委員会に事実調査を付託することができる。
- 2 コンプライアンス委員会は、相談窓口から前項の付託を受けた後遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で事実調査を行う。
 - 3 コンプライアンス委員会は、必要に応じて当法人事務局、その他専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。
 - 4 事実調査に関与する者は、コンプライアンス委員会と協力・連携して対応するものとする。
 - 5 当法人は、相談者の連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実調査、その他の責務を遂げることにより著しい支障を来す場合にはその責務を免除されるものとする。
 - 6 コンプライアンス委員会は、事案の内容に応じて、適宜、コンプライアンス委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定するなど対応するものとする。

(情報等の保護)

- 第6条** 相談窓口及び事実調査に関与する者は、正当な理由なく、相談の内容、利用者の個人情報及び事実調査の過程で知り得た事実等、相談窓口及び事実調査に関与することによって得た一切の内容を漏洩若しくは開示してはならない。
- 2 当法人、加盟団体及び準加盟団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(相談窓口設置等にかかる費用等)

- 第7条** 相談窓口設置等にかかる費用については、別途、当法人と相談窓口設置者との間での契約の定めによる。
- 2 相談窓口から付託を受けた案件についてのコンプライアンス委員会での調査にかかる費用については、謝金規程の定めによる。

(補則)

第8条 その他相談窓口について必要な事項は、コンプライアンス委員会で定める。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。